

農地売買等支援事業及び農地中間管理事業 に係る団地化要件ガイドライン

公益財団法人しまね農業振興公社の農地売買等支援事業の実施(農地売買等支援事業実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第321号農林水産省構造改善局長通知))及び公益財団法人しまね農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程(平成26年3月28日付け施行)に係る団地化要件の取り扱いについては、次のとおりとする。

I 基本的事項

1. 「おおむね1 ha 以上」とは、80 a 以上とする。
2. 「団地を形成する」(以下、「団地化」という。)とは、IIに掲げるものとする。
3. 「新たに借り入れ、買入れ又は受託する農用地等の面積のみ」の合計が、上記1及び2を満たしている場合についても、事業の対象にする。
4. 「中間農業地域又は山間農業地域」は、旧市町村単位とし、旧松江市、旧安来市、旧八束町、東出雲町を除く別紙に示す地域とする。

II 団地化の取り扱い

1. 次のいずれかに該当するものであることとする。
 - (1) 経営地と、取得、借受又は受託地が以下により接続しているものであること。
 - ① 畦畔で接続
 - ② 小幅員の道水路で接続
 - ③ 各々一隅で接続し、作業の継続に支障がないもの
 - (2) 経営地と、取得、借受又は受託地とは隣接していないが、農業用機械の移動が、搬送車によるものではなく、自走で可能な距離であること。
 - (3) (1) 及び (2) は、原則として図面により判断するが、公社で判断できないものについては、県、市町村・農業委員会等と協議して判断するものとする。
2. おおむね1 ha 以上の団地を形成することができない場合の特例基準
 - (1) 土地改良事業等の実施方針又は実施計画に沿ったもの又は中間農業地域若しくは山間農業地域における農業経営を行うためのものである場合は、次のとおりとする。
 - Iの1の8割である64 a 以上の団地を形成すること。
ただし、この場合、買入れ、借受け又は受託対象者の農業経営の状況及び当該農用地等の所在する地域における営農類型ごとの農業経営の状況を勘案し、案件毎に市町村及び農業委員会の意見を聴いて実施する。
 - (2) 新規就農希望者や新たな分野の農業を始めようとする農業者の農業経営を行うためのもの又は花き栽培等の集約栽培を行うためのものである場合は、次のとおりとする。
 - 買入れ、借受け又は受託対象者の農業経営の状況及び当該農用地等の所在する地域における営農類型ごとの農業経営の状況を勘案し、案件毎に市町村及び農業委員会の意見を聴いて決定した面積以上の団地を形成すること。
 - (3) (1) 及び (2) の市町村及び農業委員会の意見を聴いて実施する場合は、別紙参考様式により行うこととする。

III その他

I 及び II で定める他、各事業における詳細の取扱いを別途定めることができるものとする。

附 則

この基準は、平成19年6月6日から実施する。

附 則

この基準は、令和5年4月3日から実施する。

<別紙(Iの4関係)> 中間農業地域又は山間農業地域

旧市町村名	該 当 地 域	旧市町村名	該 当 地 域
浜田市	井野村、大麻村、今福村、有福村	多伎町	全域
出雲市	園村、朝山村、稗原村、乙立村	湖陵町	西浜村 「辺地」畑村
益田市	種村、北仙道村、真砂村、豊川村、 豊田村、高城村、二条村、美濃村、 鎌手村、小野村、中西村	大社町	荒木村、日御碕村、鵜鷺村
		温泉津町	全域
大田市	全域	仁摩町	全域
江津市	全域	川本町	全域
平田市	鰯渕村、西田村、北浜村 「辺地」庄部、上鹿園寺、 畑・別所、野郷・地合	邑智町	全域
		大和村	全域
		羽須美村	全域
鹿島町	御津村	瑞穂町	全域
島根町	全域	石見町	全域
美保関町	全域	桜江町	全域
八雲村	全域	金城町	全域
玉湯町	「辺地」城床	旭 町	全域
宍道町	「辺地」小林、和名佐	弥栄村	全域
広瀬町	全域	三隅町	全域
伯太町	全域	美都町	全域
仁多町	全域	匹見町	全域
横田町	全域	津和野町	全域
大東町	全域	日原町	全域
加茂町	「辺地」畑	柿木村	全域
木次町	全域	六日市町	全域
三刀屋町	全域	西郷町	全域
吉田村	全域	五箇村	全域
掛合町	全域	都万村	全域
頓原町	全域	海士町	全域
赤来町	全域	西ノ島町	全域
斐川町	「辺地」畑、阿宮		
佐田町	全域		

<別紙参考様式(Ⅱの2の(3)関係)>

番 号
令和 年 月 日

公益財団法人しまね農業振興公社
理事長 島 田 一 嗣 様

市町村長
(公印省略)

担い手支援農地保有合理化事業(又は農地中間管理事業)における団地化要件について

〇〇市町村・〇〇地区農地及び(買入れ、借受け又は受託対象者)について、農業委員会と下記のとおり調査した結果、貴公社で定める「担い手支援農地保有合理化事業(又は農地中間管理事業)団地化要件ガイドライン」Ⅱの2の(1)(又は(2))に該当しますので、当該者が(買入れ、借受け又は受託)することは、適当であると判断いたします。

記

1. 対象地の内容

(単位; m²)

所 在	地 番	地目	面 積	備 考
計				

2. 対象者の農業経営の状況

3. 当該地域における営農類型ごとの状況

4. その他意見等

5. 決定した面積(※特例基準②の場合のみ)

 アール以上